

令 3 県 民 生 活 第 5 1 2 号
令和 4 年（2022 年）3 月 1 7 日

交通安全山口県対策協議会
構成機関・団体の長 様

山口県環境生活部県民生活課長

令和 4 年度「防犯・交通安全講習会」（セーフティライフセミナー）の
実施について

平素より交通安全及び防犯に対する取組につきまして、格段の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、身のまわりに潜む様々な危険に対する危機管理意識を高め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組を支援するため、別添パンフレットのとおり「防犯・交通安全講習会」を実施しております。

つきましては、当講習会の趣旨を理解の上、構成機関・団体等において幅広く活用していただきますようよろしくお願いいたします。

地域安心・安全推進班

担 当 : 本 多

TEL : 083-933-2619

FAX : 083-933-4169

e-mail chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

令和4年度 防犯・交通安全講習会

セーフティライフセミナー

のご案内

★事件や事故のない、「安心して暮らせる山口県」の実現に向け、
出前講座を実施しています。

■ 対応可能日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

■ 時間 1時間程度

■ 対象



講座の概要		対象
講座の種別	① 防犯編・・・身近な犯罪から身を守ろう！！ 頻発するうそ電話詐欺、悪質商法、侵入盗等の被害に遭わないための対策や、犯罪の被害に遭われた方に対する二次的被害の防止など、安全・安心な地域づくりを考えます。	・高齢者学級 ・企業、事業所 ・自治会 等
	② 子どもの安全編・・・子どもたちを事件・事故から守ろう！！ 子どもを犯罪被害から守るために大人や地域社会ができること、子どもの危機回避能力を育むことの意義や必要性、具体的な方法を考えます。また、地域ぐるみの防犯・交通安全対策についてご紹介します。	・学校関係者 （教職員、保護者等） ・地域ボランティア ・自治会 等
	③ 交通安全編（一般）・・・自分の身は自分で守ろう！！ なぜ事故を起こしてしまうのか？歩行者や自転車の特性を理解し、交通事故の特徴、道路交通法等を確認しながら、交通安全対策のヒントやポイントを探ります。また、飲酒運転や交通事故等の綱紀保持に関するもお話をします。	・企業、事業所 ・学校関係者 （教職員、保護者等） ・自治会 等
	④ 高齢者の交通安全編・・・事故にあわない、おこさない！！ 交差点での安全不確認などによる交通事故や、高齢歩行者に多い道路横断中や夕暮れ時の交通事故について確認しながら、高齢者が事故にあわない、おこさないためのポイントやKYT資料を活用した危険予測についてお話をします。	・老人クラブ ・高齢者学級 ・自治会 等

■ 開催方法 集合型研修（講師が会場で実施）

※オンライン研修（講師がリモートで対応）にも対応しますので、
ご相談ください。

■ 経費等 無料

■ 申込方法 裏面の申込書に必要事項を記入し、メール又はFAXで申し込んでください。（必要事項が記載されていれば、様式は問いません。）

■ 申込先 〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部 県民生活課 地域安心・安全推進班
TEL 083-933-2619 / FAX 083-933-4169

e-mail chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

担当：本多 正和
ほんだ まさかず

防犯・交通安全講習会申込書

年 月 日

山口県環境生活部 県民生活課長 様

申込団体名 _____

代表者氏名 _____

下記のとおり、講習会を申し込みます。

記

希望講座	①防犯編 ②子どもの安全編 ③交通安全編(一般) ④高齢者の交通安全 (希望する内容に○印を書き入れてください。)		
開催方法	①集合型研修 ②オンライン研修		
希望 日 時	第1希望	年 月 日 (曜日)	-----
		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	-----
	第2希望	年 月 日 (曜日)	-----
		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	-----
	第3希望	年 月 日 (曜日)	-----
		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	-----
対象者		参加 予定者数	
開催場所	会場名 :		
	所在地 :		
担当者 氏名	TEL		
	FAX		
スクリーン ※どちらかに○を して下さい	あり ・ なし	プロジェクター ※どちらかに○をして 下さい	あり ・ なし
備考 (お聞きになりたい 講習の内容をお書き ください)			

【申込方法】 申込書に必要事項を記入し、メール又はFAXで申し込んでください。

【申込先】 〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部 県民生活課 地域安心・安全推進班

TEL 083-933-2619 / FAX 083-933-4169

e-mail chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

令和4年

春の全国交通安全運動 実施要綱

実施期間 4月6日(水)～15日(金)

運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 横断歩道における歩行者優先の徹底（県重点）



交通安全シンボルマーク

県下の統一行動日

- 4月 7日(木) 「子供を始めとする歩行者の安全確保」を呼びかける日
- ★ 4月10日(日) 「交通事故死ゼロ」を目指す日（全国一斉）
- 4月11日(月) 「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」を呼びかける日
- 4月13日(水) 「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」を呼びかける日
- 4月15日(金) 「横断歩道における歩行者優先の徹底」を呼びかける日

運動の目的

春季は、新入学後の子供たちの不慣れな登下校、初心運転者による車両の運転、入社や転勤等に伴う生活拠点の異動などから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民参加による交通安全対策を推進することにより、交通事故防止を図る。

運動の進め方

- 構成機関・団体は相互に連携を図り、地域や組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が、県民総参加の運動となるように新聞、テレビ、ラジオ等を始め、各種広報媒体を活用して幅広い効果的な普及啓発活動を展開し、運動の重点と実施事項の徹底を図る。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催:交通安全山口県対策協議会

実施要綱

区分	運転者	地域・家庭	学校・職場
子供を始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●子供と高齢者を始めとする歩行者の特性の理解 ●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●ハイビームとロービームのこまめな切り替えの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ●横断の仕方、交差点の渡り方等についての指導 ●体験型講習会等の開催と参加勧奨 ●地域でヒヤリ地図の作成 ●子供の保護者に対する交通安全啓発・教育の推進 ●反射材用品の視認効果や使用方法等の理解と自発的な着用 ●夜間、外出時の白っぽい色の服装と反射材の着用の励行 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●通学路等における安全指導 ●通学路等の点検と危険箇所の把握 ●反射材用品の視認効果や使用方法等の理解と自発的な着用 ●夜間、外出時の白っぽい色の服装と反射材の着用の促進
歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●同乗者へのシートベルト等の着用指導 ●子供の体格に合ったチャイルドシートの正しい使用 ●サポカーの利用促進 ●運転に不安を覚える者への安全運転相談窓口の利用 ●飲酒を伴う会合時の適切な交通手段の選択 ●二日酔いによる運転の禁止 ●ハンドルキーパー運動の推進 ●妨害運転（あおり運転）の禁止 ●運転中の「スマートフォン」等の使用の禁止 ●ドライブレコーダーの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●サポカーの普及促進 ●運転に関する話し合い（免許証の自主返納等） ●安全運転相談窓口の周知 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 ●飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない環境づくりの促進 ●運転中の「スマートフォン」等の使用の危険性の周知 ●ドライブレコーダーの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●朝礼、社内放送等による広報啓発活動の実施 ●交通安全学習館やシートベルトコンビンサーの利活用による体験型の指導 ●体験型講習会の開催 ●サポカーの特性の理解 ●安全運転相談窓口の周知 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の危険性の周知 ●運転中の「スマートフォン」等の使用の危険性の周知 ●ドライブレコーダーの利用促進
自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●交通ルールやマナーの正しい理解と実践 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●夜間における早めのライト点灯の活用促進 ●全ての年齢層の自転車利用者に対してヘルメット着用の徹底 ●自転車安全利用五則の実践 ●損害賠償責任保険等への加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通ルールやマナーの声かけ指導の徹底 ●自転車の点検整備と反射材器具の取付けの励行 ●全ての年齢層の自転車利用者に対してヘルメット着用の徹底 ●自転車安全利用五則の周知徹底 ●損害賠償責任保険等への加入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通ルールやマナーの指導の徹底 ●通学・通勤路、駅周辺等の交通安全点検の推進 ●自転車の点検整備と反射材器具の取付けの励行 ●ヘルメット着用の促進 ●自転車安全利用五則の周知徹底 ●損害賠償責任保険等への加入促進
横断歩道における歩行者優先の徹底（県重点）	<ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「譲り合い」の心を持った運転の推進 ●横断歩道では歩行者優先が運転者の義務であることの再認識 	<ul style="list-style-type: none"> ●横断の仕方、交差点の渡り方等についての確認 ●横断意思を示す行動の実践の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種会議等を通じた横断歩道におけるルールの周知徹底 ●安全な道路横断に関する体験型講習会の開催 ●横断意思を示す行動の実践の促進

機関・団体

- 統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置（情報板等）の活用による広報の実施
- 交通安全学習館での体験学習の奨励

令和4年



住みよい山口 いつも心に 交通安全

交通安全シンボルマーク

春の全国交通安全運動

実施期間

令和4年

4月6日(水) ~ 15日(金) 10日間



子供を始めとする歩行者の安全確保



自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

運動の重点

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上



横断歩道における歩行者優先の徹底

県重点



統一行動日

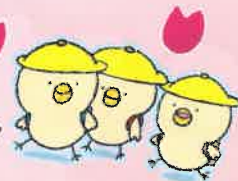
- ・ 4月 7日(木)「子供を始めとする歩行者の安全確保」を呼びかける日
- ・ 4月10日(日)「交通事故死ゼロ」を目指す日(全国一斉)
- ・ 4月11日(月)「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」を呼びかける日
- ・ 4月13日(水)「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」を呼びかける日
- ・ 4月15日(金)「横断歩道における歩行者優先の徹底」を呼びかける日

主催：交通安全山口県対策協議会

問合せ先

事務局 環境生活部県民生活課
TEL 083-933-2619

春を無事故・無違反で過ごし 新生活をスタートしよう！



子供の安全確保



新生活を機に、交通安全について考えましょう！

過去5年間、県内の歩行中の子供(中学生以下)の交通事故死傷者数は、約半数を小学低学年が占めています。

被害に遭った子供にも、飛び出し等の違反がある事故が発生しています。

子供に対して、「飛び出しはしない」、「近くに横断歩道がある際は、横断歩道を利用する」などの、交通ルールを守るよう家庭でよく話し合い、交通事故を防止しましょう。

飛び出しはしない！

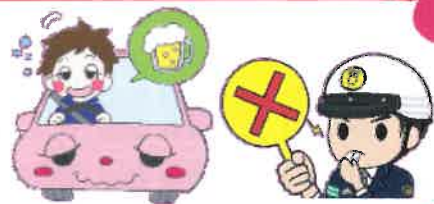


横断歩道を利用しよう！



飲酒運転の根絶

飲酒運転は大変悪質で危険な運転です。飲んだら運転は絶対にやめましょう。



横断歩道は歩行者優先

横断歩道付近では、速度を落として歩行者の有無を確認しましょう。

横断しようとする歩行者がいるときは、**確実に停止**して横断を妨げないようにしましょう。

歩行者は手を上げるなど横断の意思をアピールしましょう！



歩行者優先はマナーじゃなくルールです！



自転車の安全利用

自転車の交通事故で亡くなる方のほとんどが**ヘルメット非着用**です。

自分の身体を守るために、大人も子供もヘルメットを着用して、基本的な交通ルール・マナーを守りましょう。

ヘルメット着用状況別の致死率比較
(平成29年から令和3年)



※ 「致死率」とは、死傷者数のうち死者の占める割合をいう。